

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 東京圏からの移住支援事業に関する報告及び立入調査について、岐阜県及び御嵩町から求められた場合には、それに応じます。
  
- 2 以下の場合に該当した場合には、御嵩町東京圏からの移住支援事業における移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  
  - (2) 移住支援金の申請日から起算して3年未満に御嵩町以外の市区町村に転出した場合：全額
  
  - (3) 移住支援金の申請日から起算して1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  
  - (4) 岐阜県地域課題解決型創業支援事業費補助金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
  
  - (5) 移住支援金の申請日から起算して3年以上5年以内に御嵩町以外の市区町村に転出した場合：半額